

令和 7 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 6 月 25 日 (水) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

山城 学 大城 真由美 赤嶺 三枝子

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

1 番 農業委員 島袋 輝夫 2 番 農業委員 金城 義幸

【議事日程】

日程第 1 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 24 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 25 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 26 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について

日程第 5 議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和7年 第6回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第6回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は会長と農業委員1名、推進委員1名が欠席となっておりますが、参加の農業委員が過半数を超えておりますので総会は成立いたします。それでは代理の玉城さんよろしくお願いします。
代理	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第6回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は1番農業委員の島袋輝夫さん、2番農業委員の金城義幸さんでお願いします。次回調査委員は、3番農業委員の大本秀子さん、4番農業委員の長嶺栄さん、10番推進委員の仲吉勝弘さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（18件） 日程第2 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（4件） 日程第3 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（3件） 日程第4 議案第26号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第5 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（4件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は座波の1筆で10年間の賃借権の設定であります。2番は阿波根の2筆で10年間の賃借権の設定であります。3番は座波の6筆で贈与による所有権移転であります。4番は大里の1筆で贈与による所有権移転であります。5番は北波平の2筆で15年間の賃借権の設定であります。6番は福地の2筆で10年間の賃借権の設定であります。7番は米須の1筆で売買による所有権移転であります。8番は新垣の2筆で5年間

	の貸借権の設定であります。9番は国吉の2筆で交換による所有権移転であります。10番は国吉の1筆で交換による所有権移転であります。11番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。12番は阿波根の1筆で5年間の貸借権の設定であります。13番は国吉の1筆で売買による所有権移転であります。14番は大度の2筆で売買による所有権移転であります。15番は大度の1筆で売買による所有権移転であります。16番は真壁の1筆で交換による所有権移転であります。17番は真壁の1筆で交換による所有権移転であります。18番は真壁の10筆及び宇江城の1筆で10年間の使用貸借権の設定であります。説明は以上です。
代理	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	2番について、年間5千円とありますが。
事務局	貸す側にも確認をとりましたが、この内容で良いとのことでした。
委員	わかりました。
委員	3番は贈与となっていますが、双方の関係性は？
事務局	親戚関係にあたると聞いております。
委員	(他委員から上記関係性について情報提供あり)
委員	わかりました。
委員	9番と10番は交換となっているが、2筆と1筆になっている。規定はないのですか。
事務局	規定はありません。今回は双方が場所的に良くなる・一カ所にまとめたいという一心だと思われます。
委員	原野と農地の交換は可能ですか。
事務局	地目が原野であっても現況が畑なら交換は可能です。現況主義もありますので。

代理	他にご質問はありませんか。 他にないようですので、議案第 23 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	議案第 23 号は可とします。次に議案第 24 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 7 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で第 3 種農地で一般住宅への転用であります。2 番は山城の 1 筆で第 1 種農地で資材・車両置場への転用であります。3 番は伊原の 1 筆で第 1 種農地で駐車場への転用であります。4 番は名城の 1 筆で第 1 種農地で一般住宅への転用であります。以上です。
代理	現場調査員の報告をお願いします。
委員	8 ページをお開き下さい。1 番申請地は水道管・下水管が通っており、かつ 500 メートル以内に公民館及び認定こども園が存在しているため第 3 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。10 ページをお開き下さい。2 番申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外規定の集落接続及びその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設として設置されるもので資材及び車両置場として転用は問題無いものと判断しました。12 ページをお開きください。3 番申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。不許可の例外規定の既存施設の拡張に対応するため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。14 ページをお開き下さい。4 番申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外規定の 10 戸以上の家屋が連単して集合しており、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設として設置されるものとして、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。以上です。
代理	只今の案件について質問があればよろしくお願いします。
委員	3 番申請地について、資料の地図上では既存の建物は映っていないが、実際は建っていますか？

事務局	資料の航空写真が5年前のものになるので映ってはいないが、実際には直販所が建っています。
委員	わかりました。ありがとうございます。
代理	他に質問はありますか。 他にないようですので、議案第24号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	議案第24号は可とします。次に議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは17ページをお開き下さい。1番は潮平の1筆で農地区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で駐車場への転用であります。2番は真壁の1筆で農地区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で資材置場への転用であります。3番は喜屋武の1筆で農地区分は第2種農地であります。売買による所有権移転で契約駐車場への転用であります。以上です。
代理	現地調査員の報告をお願いします。
委員	18ページをお開き下さい。1番申請地は宅地・雑種地に囲まれ市街化傾向が確認できる第2種農地であります。そのため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。20ページをお開き下さい。2番申請地は500メートル以内に小学校・中学校が所在している。また、宅地に囲まれ南側の農地との段差による分断が確認されるため第2種農地であります。そのため資材置場への転用は問題無いものと判断しました。22ページをお開き下さい。3番申請地は宅地・雑種地・山林に囲まれ集団生産性の高くない第2種農地で集落内の住宅が確認できる。そのため契約駐車場への転用は問題無いものと判断しました。
代理	只今の案件について質問があればよろしくをお願いします。
委員	1番申請地について、いつ頃から駐車場として利用しているのか分かりますか。

事務局	年数までは確認できていないが、所有者は転用の手続きを経ずにレンタカー屋の駐車場として貸出をしていた。そのため経過書（始末書）を提出してもらい、それをもって申請としてあげることとしております。
委員	事後報告の転用について、役所としては始末書があるのですか。
事務局	さきほど経過書とお伝えしましたが、実際にはこれが始末書です。事後転用であれば始末書の添付を求めています。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	他に質問はありますか。 他にないようですので、議案第25号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	議案第25号は可とします。次に議案第26号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の氏名について事務局説明願います。
事務局	それでは24ページをお開き下さい。2件読み上げて説明。
代理	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
代理	議案第26号は同意とします。次に議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは31ページをお開きください。7-16～7-19まで読み上げて説明。
代理	只今の案件について質問があればよろしくお願ひします。 ないようですので、議案第27号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

代理

議案第27号は可とします。本日の案件は以上です。
以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

1 番 農業委員

島袋 輝雄

2 番 農業委員

金城 義幸